

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	自立支援給付の支給等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、自立支援給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付の支給等に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者総合支援業務を実施する。 ①申請に基づき、住民票に基づく受給者の異動等及び年齢到達による障害福祉サービスの利用資格について確認し、サービス等利用計画案の提出を障害児の保護者に対して依頼する。 ②申請に係る本人及び保護者と面接をし、障害支援区分の認定調査を行い、また、置かれている環境の調査を行うとともに、利用サービスに関する意向を聴取する。 ③調査結果や医師の意見書などから市町村審査会で障害支援区分の認定を行う。 ④調査事項、障害支援区分、サービス利用計画案を勘案して支給の決定をする。また、世帯構成、世帯員の課税状況、受給者の所得及び生保受給状況等を把握して、自己負担上限額を決定する。 ⑤支給決定障害者と契約を締結した事業者からの請求に対して審査を行い支払を行う。
③システムの名称	障害者自立支援システム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、バックアップシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 障害者総合支援申請情報ファイル 2. 障害者総合支援決定情報ファイル 3. 障害者総合支援請求情報ファイル 4. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第55条 (情報提供) ・番号法第19条第8号、別表第二16、26、56の2、57、87、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12、19、30、31、44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 029-292-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部社会福祉課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 029-292-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
[十分である]			<選択肢>			
<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)						
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
8. 監査						
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I- 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者自立支援システム、宛名管理システム、バックアップシステム、中間サーバー	障害者自立支援システム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、バックアップシステム、中間サーバー	事後	
平成29年3月31日	I- 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務企画部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 029-292-1111	総務部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 029-292-1111	事後	
平成30年3月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月31日 時点	平成30年3月16日 時点	事後	
平成30年3月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年12月31日 時点	平成30年3月16日 時点	事後	
平成31年3月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月16日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年3月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月16日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年3月31日	IV リスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う記載
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和3年3月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和1年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	
令和3年3月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	
令和3年9月1日	4. ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第7号、別表第二108, 109, 110の項	(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二108, 109, 110の項	事後	
令和3年9月1日	4. ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7号、別表第二16, 26, 56の2, 57, 87, 116の項	(情報提供) ・番号法第19条第8号、別表第二16, 26, 56の2, 57, 87, 116の項	事後	